

個人リテール金融市場の注目点

—家計部門へのコロナ禍の影響を中心に—

調査第一部長 重頭ユカリ

〔要 旨〕

家計部門の金融資産、借入へのコロナ禍の影響をみると、2020年6月末の金融資産は、特別定額給付金の支給や消費の停滞によって預金を中心に増加した。借入は全体としては伸び悩んでいるが、個人事業主や所得が減った世帯で緊急的な借入を行った様子もうかがわれる。一方で、若い世代も含め、在宅時間を生かして新たに投資商品の利用を始めた人も一部にはいたようであり、コロナ禍において、時間的経済的なゆとりのある人と、そうでない人との格差が一層進んだ可能性もある。

また、緊急事態宣言下の外出自粛によって、高齢層も含めて各種のサービスをインターネット経由で利用するなど、デジタル化に弾みがついた様子もうかがわれた。金融サービスのデジタル化にはセキュリティ問題への懸念が阻害要因となること、今後新設される地域金融機関のデジタルバンクと既存または新興サービスとの競合、デジタル化が金融排除につながらないような取組みの必要性を中長期的なポイントとして指摘した。

目 次

はじめに

1 コロナ禍が家計の金融動向に与えた影響

- (1) デジタル化に弾み
- (2) 家計の流動性預金は大幅増
- (3) 個人事業主や困窮世帯で借入増加
- (4) 世帯間格差が進展した可能性

2 コロナ禍が金融機関に与える影響

- (1) 緊急事態宣言下での金融機関の動き
- (2) 金融機関の預貸金の動向
- (3) 地域金融機関再編のための環境整備
- (4) 地域金融機関の収支改善のための取組み

おわりに

はじめに

2020年1月30日に世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルスに関して「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言した頃から、世界の様相は大きく変化した。

日本国内では、20年3月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正案が成立し、それに基づき4月7日には東京など7都府県に対して、16日にはその他の道府県に対して緊急事態宣言が発出された。その後5月14日から宣言が段階的に解除され、5月25日によりやう全国的に解除となった。しかし、本稿を執筆している12月初めの時点では第三波といわれる感染拡大が進み、依然として収束がみえない状況である。

ここでは執筆時点で入手しうるデータをもとに、コロナ禍が家計を中心とするリテール金融市場にどのような影響を与えているか、そしてコロナ禍で弾みがついたデジタル化に関して今後どのような点が注目されるのかについてまとめてみたい。

1 コロナ禍が家計の金融動向に与えた影響

(1) デジタル化に弾み

まず、コロナ禍において個人がどのような行動をとったのかをみてみたい。

内閣府の調べでは、今回の感染症の影響下で経験した働き方として、34.6%の人が頻度の差はあれテレワークを経験したとみ

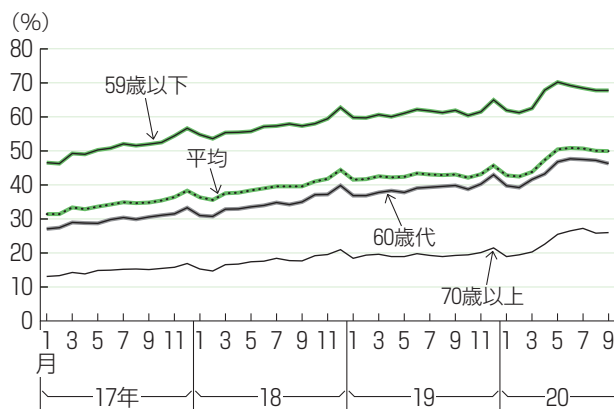
られている。^(注1)ただし、テレワークの実施状況は都市部ほど高く、また業種によっても大きな差がある。

緊急事態宣言中は外出を控える人が多かったため、在宅時間も増加した。国土交通省の調べによれば、自宅での活動時間は、新型コロナ流行前の17時間23分から宣言中は19時間47分に増加した。^(注2)特に、仕事・学業が1時間から2時間2分へ、余暇が4時間50分から5時間35分に増えた。宣言解除後の7月末には、自宅での活動時間は18時間ちょうどと緊急事態宣言中よりは減少したものの、コロナの流行前よりは長くなっている。この結果は全国平均値であるが、在宅時間についても特定警戒都道府県、^(注3)中でも東京都市圏が伸びており、感染の広がり方が人々の生活様式の変化に影響したことが分かる。

人々が自宅にとどまったことは、消費の動向にも大きな影響を与えた。総務省の家計調査報告によると、2人以上世帯の消費支出は20年5月に前年同月比△16.2%となり、連続性のあるデータがとれる01年以降で最大のマイナスとなった。19年のゴールデンウィークは10連休で支出が増えていたのに対し、20年5月は外出自粛で宿泊料などの観光や外食関連の消費が大きく落ち込んだことが影響した。その後6月は△1.2%と持ち直すも、7月△7.6%、8月△6.9%、9月△10.2%、10月1.9%と秋口まで消費の停滞が続いた。

買い物の仕方にも変化が生じ、総務省の家計消費状況調査によれば、インターネッ

第1図 インターネットショッピングの利用世帯の割合
(世帯主の年齢別)



資料 総務省「家計消費状況調査」
(注) 二人以上の世帯。

トショッピングを利用する世帯の割合は20年3月には43.8%であったが、6月には50.8%となった。第1図で示すとおり、インターネットショッピングの利用割合は世帯主の年齢によって差があるものの、60歳代、70歳以上の世帯でも利用割合が5月には前月比3ポイント程度上昇した。スマートフォンの普及により、高齢層においてもインターネットそのものの利用が進んでおり、コロナによる外出自粛がネットショッピングに弾みをつけたと考えられる。

インターネットの利用は、投資商品の取引でも活発化したとみられる。そもそも家計は株価下落時に株式を買い越す傾向があり、20年3月のコロナショックと呼ばれる株価急落の際も、家計部門の株式の購入が増えた(第3図参照)。在宅時間が増え時間の余裕ができたため、利用を始めた投資初心者も多かったようである。例えば、インターネット証券大手の楽天証券の3月の月間新規口座開設数は16.4万口座と歴代最多となり、30歳代以下や投資初心者の比率が

高まった^(注4)。SBI証券でも、コロナ禍を受け新規口座数が急増している^(注5)とされる。

また、NISAの口座開設数も増えている。一般とつみたてを合わせたNISA口座数は20年3月に1,400万を超えたが、前期比、つまり3か月間の口座増加数は20年3月、6月と約40万となり、それまでの30万前後に比べて多くなっている。また、口座の前期比増加数の年齢別構成比をみると、30歳代以下の割合が高まっている(第2図)。

在宅時間が増え、将来のライフプランを考えたり、口座開設のための手続きを行ったりする時間的な余裕ができたことが、こうした動きの背景にあるとみられる。

(注1) 内閣府(2020)

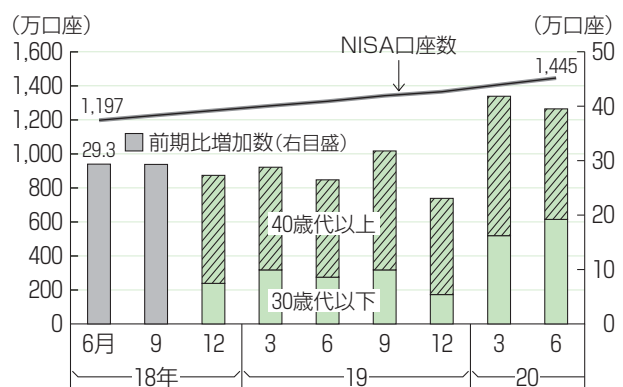
(注2) 国土交通省(2020)

(注3) 特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進める必要があるとされた東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡、北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都の13都道府県。

(注4) 2020年4月3日付楽天証券プレスリリース「歴代業界最多更新! 3月の月間口座開設数16万超に」

(注5) 日本経済新聞電子版2020年7月30日付「SBI北尾社長、コロナ禍『新規口座開設数が急増』」

第2図 NISA口座数と前期比増加数の推移



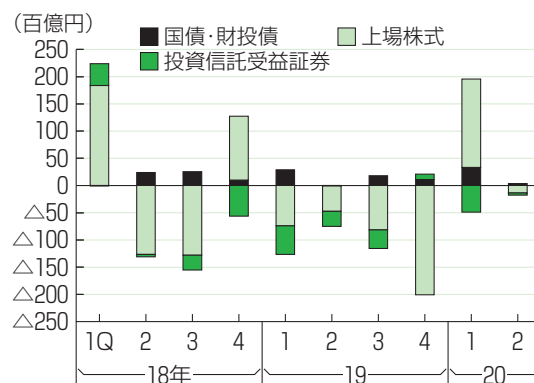
資料 金融庁「NISA・ジュニアNISA利用状況調査」
(注) 18年6月、9月は年齢別の内訳と総数が一致しないため総数のみ表示。

(2) 家計の流動性預金は大幅増

ここで、家計の金融資産や負債の状況についてみておこう。

家計部門の金融資産残高は、20年6月末に前年同月比1.8%増の1,882.7兆円となった(第1表)。内訳をみると、流動性預金が10.2%と大幅に増加している。これは、消費の停滞と特別定額給付金が振り込まれた影響と考えられる。3月末には株価下落によって前年比大幅減となっていた上場株式や投資信託受益証券(以下「投資信託」という)の減少率も縮小した。第3図は、上場株式や投資信託のネットの取引額をみたものだが、上場株式は20年第一四半期に大幅な買い越しとなったのち、第二四半期は1,365億円の売り越しとなった。前述のとおり、インターネット証券の口座開設やNISA口座数の増加といった動きはあるものの、投資性商品が残高を大きく増やすといった状況

第3図 国債・財投債、上場株式、投資信託のネットの取引額



資料 第1表に同じ
(注) ネットの取引額は、日銀統計上の「フロー」を指す。

ではない。

一方で、家計が保有する現金の残高は増加が続いており、15年中に投資信託の残高を上回り、足元では上場株式の残高と同水準まで増加している。家計の金融資産残高の3割以上を現金と流動性預金が占めている。以上を総合すると、金融資産のなかで増加が目立つのは現金や預貯金であり、若

第1表 家計部門の金融資産の動向

(単位 兆円、%)

	残高	前年比 増加額	前年同月比増加率							
	20年6月末	20.6	18.9	12	19.3	6	9	12	20.3	6
金融資産合計	1,882.7	33.6	3.0	△1.5	△0.1	△0.7	△1.2	3.3	△0.8	1.8
現金	97.2	4.5	2.6	2.4	4.6	3.9	3.1	2.6	1.4	4.8
預金(a+b)	925.7	35.1	1.8	1.5	1.7	1.7	1.5	2.1	2.1	3.9
流動性預金(a)	514.4	47.8	6.5	5.9	6.4	6.2	5.8	7.0	6.9	10.2
定期性預金(b)	411.3	△12.7	△2.5	△2.8	△2.9	△2.9	△2.9	△2.9	△2.9	△3.0
外貨預金	7.6	0.5	7.9	6.2	5.3	6.3	9.5	14.2	8.0	7.2
国債・財投債	13.9	0.6	5.3	4.6	7.1	5.0	4.4	4.3	4.5	4.8
事業債	6.3	0.2	△10.1	△6.2	0.1	6.8	12.1	12.7	11.0	3.8
上場株式	100.5	△3.0	8.3	△15.5	△5.8	△8.2	△9.9	15.7	△15.3	△2.9
投資信託受益証券	68.3	△1.9	0.3	△12.8	△2.3	△3.5	△4.4	11.2	△12.0	△2.7
生命保険受給権	220.9	1.7	2.3	1.9	2.2	2.0	1.4	1.5	0.6	0.8
年金保険受給権	101.2	△0.0	△0.6	△1.2	0.6	0.4	0.1	1.1	△0.6	△0.0
年金受給権	151.7	0.0	0.7	0.2	0.2	△0.4	△0.5	0.8	△0.5	0.0

資料 日本銀行「資金循環統計」

(注) 1 金融資産には、表掲載以外の科目が存在するため、内訳の計は合計とは一致しない。

2 20年6月末は速報値。

い世代も含めて一部で投資商品の利用は進展したものの、家計全体としては貯蓄から投資へといえるほどの大きな動きには至っていない。

(3) 個人事業主や困窮世帯で借入増加 か

家計の借入合計の前年比増加率は20年6月末に3.1%となり、それまでの2%台から上昇した(第2表)。民間金融機関と公的金融機関の住宅借入合計の増加率はやや低下傾向となり、消費の減退により消費者信用の増加率が大きく低下した一方で、民間金融機関の個人向け事業資金等や公的金融機関の住宅以外の貸出が大きく増加した。家計部門に含まれる個人事業主が、事業継続のための資金を日本政策金融公庫等から借り入れた影響が出ているものとみられる。

また、残高はそれほど多くないが非金融部門借入金については、19年12月末までは前年同月比△3%程度で推移していたが、

20年3月末には△0.1%、6月末には1.0%増となった。この項目には、厚生労働省が所管する生活福祉資金貸付制度による貸付が含まれるとみられる。同制度の対象は、従来は低所得者に限られていたが、20年3月25日からは、コロナ禍での休業や失業等によって生活資金に悩む人々にも特例で貸付が行われるようになった。主に休業した人向けの①緊急小口資金と、主に失業した人向けの②総合支援資金があり、いずれも上限20万円、保証人不要、無利子で、償還時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯には償還を免除することができるようになっている。借入の窓口は各市区町村の社会福祉協議会であるが、相談が殺到したため、9月末までは労働金庫や日本郵便でも緊急小口資金の受付代行業務を行った。9月5日の時点で、①緊急小口資金は約70万件、1,278億円、②総合支援資金は約34万件、2,064億円が利用された。^(注6)

先に、民間金融機関の消費者信用の残高

第2表 家計部門の借入の動向

(単位 兆円、%)

	残高	前年比 増加額	前年同月比増加率							
	20年6月末	20.6	18.9	12	19.3	6	9	12	20.3	6
借入合計	328.7	10.0	2.8	2.3	1.9	2.2	2.8	2.7	2.5	3.1
うち民間金融機関	282.6	7.8	3.3	2.7	2.2	2.6	3.2	3.1	2.8	2.8
住宅借入(a)	194.2	5.8	3.5	3.8	4.1	4.0	3.7	3.4	3.2	3.1
消費者信用	43.4	0.3	3.1	2.8	3.4	4.2	3.9	3.5	2.9	0.8
個人向け事業資金等	45.0	1.6	2.7	△1.7	△6.2	△4.3	0.8	1.0	1.0	3.6
うち公的金融機関	41.0	2.2	0.2	0.2	0.4	0.4	0.5	0.6	0.7	5.7
住宅借入(b)	22.6	0.0	△0.0	0.0	0.5	0.5	0.9	1.1	1.0	0.2
住宅以外	18.4	2.2	0.6	0.5	0.3	0.2	0.0	0.0	0.2	13.5
非金融部門借入金	4.9	0.0	△3.5	△3.5	△2.9	△3.1	△3.4	△3.0	△0.1	1.0
住宅計(a+b)	216.9	5.9	3.1	3.4	3.7	3.6	3.4	3.2	3.0	2.8

資料 第1表に同じ

(注) 統計では家計への「貸出」と表示されている部分を、家計の観点から見て分かりやすいよう「借入」と表示した。また、家計部門には個人事業主が含まれるため、「企業・政府等向け」を個人向け事業資金等とした。

はあまり増えていないことを示したが、こうした公的資金を利用できたため、生活費の補てんのために民間金融機関から消費者信用を借り入れる動きが生じにくかったとも考えられる。

(注6) 金融財政事情研究会(2020)掲載のデータ。

(4) 世帯間格差が進展した可能性

ここまでコロナ禍における家計の金融資産、借入の動向をみてきたが、特別定額給付金をめぐっては、麻生太郎財務相が「その分だけ貯金が増えた」と発言し議論を呼んだ。上述のとおり、家計の流動性預金の前年比増加率は6月末に急上昇しており、そうした傾向がみられることは確かである。にもかかわらず、この発言が大きな反発を生んだのはなぜなのか。

そもそも、総務省の家計調査報告によれば2人以上世帯の1世帯あたりの貯蓄残高の平均値は、19年には1,755万円となっているが、分布をみると67.9%の世帯は平均値を下回り、うち10.7%の世帯は100万円未満である。つまり平均値以上の貯蓄残高を持つ世帯は3分の1しかなく、貯蓄残高は世帯による差が大きい。

さらに長期に及ぶ低金利の環境下で、家計は住宅向けを中心に借入を増やしてきた。宮田(2020)では、若い世代でも住宅資金の借入が増えたことを指摘している。その結果、家計調査報告にみる1世帯あたりの貯蓄残高が伸び悩む半面負債残高は増加しており、貯蓄残高から負債残高を差し引いた純貯蓄額は16年の1,313万円をピークに

19年は1,185万円にまで減少している。

つまり、貯蓄残高は世帯によって差があるうえに、平均値でも借入の増加により純貯蓄額が減り、不測の事態に対応するための家計の余力は縮小してきたと考えられる。そうした状況下で、突如発生したコロナ禍により収入減に見舞われた世帯も多い。日銀の「生活意識に関するアンケート調査」(20年9月調査)では、3月以降の半年間の収入と現在の状況について(複数回答)、57.2%の人が「特に変わりはない」と回答しているが、23.0%が「勤務日数や勤務時間が減り、給与収入が減った」、19.4%が「勤め先や自分の経営する事業所の業況が悪化し、収入が減った」、1.4%が「解雇や雇止め、業況の悪化等による倒産・廃業で収入が減った」と回答しており、約4割が影響を受けたとみられる。

先にみたとおり一部では緊急の借入が進んでいる様子もうかがわれ、ひっ迫している世帯も相応にあるとみられる。また、流動性預金に置かれた資金はさらなる事態悪化への備えである可能性もあり、世帯間格差がこれまで以上に大きくなった可能性もある。そうした状況下で、特別定額給付金の支給がすべての世帯の貯蓄増加につながったようにとらえられていると感じ、反発を感じた人が多かったのではないか。

2 コロナ禍が金融機関に与える影響

(1) 緊急事態宣言下での金融機関の動き

緊急事態宣言下で、各金融機関は店舗の一部閉鎖、昼休みの導入等による営業時間の短縮、職員の交替勤務などの対策を講じながら営業を継続した。コロナ禍での対応については、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会のウェブサイトの専用ページでも、各銀行のニュースリリースが紹介された。地方銀行64行の9割超では支店（ローンステーションや外貨両替ショップを含む）における昼休みの導入など営業時間の短縮についてのニュースリリースを出している。ただし、本店所在の県以外、例えば東京の支店など一部支店のみ短縮したケースもあれば、全支店で営業時間を短縮したケースもあるなど、その対象はまちまちであった。また、宣言解除後に営業時間を元に戻したケースが大半だが、一部では昼休みを恒久化している。

他方、もともと積極的に渉外活動を行っていた金融機関では、活動を自粛する動きも広がった。一般社団法人農協協会は、新型コロナウイルス感染症への対応に関し、6月に全農協を対象に「緊急アンケート」を実施したところ、回答があった193農協のうち23.6%が信用・共済の推進のための「訪問活動がほとんどできなくなった」、52.4%が「訪問回数を減らした」と回答した。^(注7)

大手生命保険会社でも、対面での営業に大きな影響が出た。日本生命保険では、営業職員の訪問活動を自粛したため、20年4～6月期の国内の個人保険・個人年金保険の営業職員チャネルの新契約件数は37万件と、前年同期比△70.9%の大幅減となった。銀行窓販チャネルの件数も△67.1%減少の1万件となった。一方で、インターネットで申込手続きが完結できるライフネット生命保険の20年4～6月期の個人保険の新契約件数は2.8万件と、前年同期比47.2%の大幅増となった。

コロナ禍だけが理由ではないだろうが、従来は対面での販売を中心としてきた大手生命保険も、販売経路を多様化しつつある。MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上あいおい生命保険は、20年6月16日から、全国のセブンイレブンに設置されているマルチコピー機を利用して手続きができるガン保険の取扱いを開始した。同グループでは以前から三井住友海上火災保険のバイク自賠責保険、自転車保険等4つの商品がセブンイレブンで販売されており、それに次ぐ取扱いとなった。また、第一生命保険は20年度中、明治安田生命保険は21年4月からスマートフォンを使って販売を開始する方針と報じられた。^(注8)

なお損害保険に関しては、緊急事態宣言中の外出自粛の影響で、火災、傷害、自動車の事故頻度が低下し、大手各社において保険金の支払額が減少した。新型コロナウイルスの感染拡大が、人々の行動に大きな制約を課したことを示している。

(注7)「新型コロナウイルス禍 JA緊急アンケート 結果(1)」JAcomウェブサイト
<https://www.jacom.or.jp/noukyo/tokusyuu/2020/07/200717-45410.php> (2020年12月9日最終アクセス)

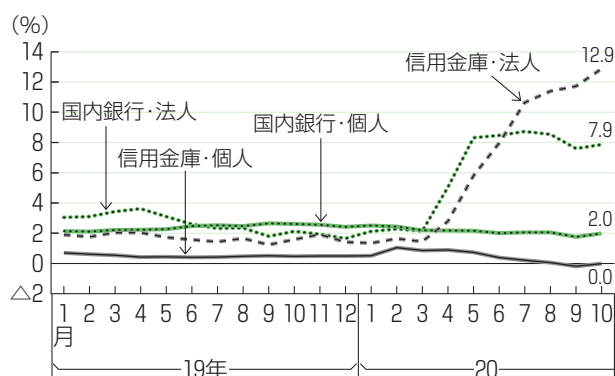
(注8)日本経済新聞電子版2020年6月29日付「第一生命、オンラインで保険販売へ 大手生保で初」、読売新聞2020年6月24日付「明治安田がネット販売 来年4月 大手生保で初」

(2) 金融機関の預貸金の動向

20年10月末の国内銀行の預金残高の前年比増加率は8.9%、信用金庫は7.5%であった(第3表)。内訳をみると、国内銀行は一般法人の前年比増加率が15.3%、個人6.4%、信用金庫はそれぞれ25.2%、3.6%であった。一般法人に関しては、後述するようにコロナ禍で資金繰りのための借入が増えており、借り入れた資金を手元に確保しておく動きが進んでいると考えられる。

個人については、特別定額給付金の支給が進んだ5月以降、要求払預金を中心に増加率が上昇した。その後も消費に資金が回らず、預金の増加率は緩やかに上昇してい

第4図 国内銀行、信用金庫の貸出金の前年比増加率



資料 第3表に同じ

(注) 1 法人は、貸出金から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業、金融を含む)。

2 銀行勘定のデータ。

る。ただし、定期性預金は減少が続いている。20年4月以降、都市銀行や地方銀行で定期預金金利を0.01%から0.002%に引き下げる動きが相次ぎ、普通預金の0.001%と大差ない水準となり、定期性預金に預け入れるメリットはほとんどなくなっている。

第4図をみると、国内銀行、信用金庫の貸出金においては、コロナ禍により法人向けが大幅に増加したことが分かる。法人向けの資金対応に関して、金融庁は新型コロ

第3表 国内銀行、信用金庫の預金残高

(単位 兆円、%)

		残高	前年比増加率									
		20年10月末	20年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
国内銀行	預金合計	864	3.0	3.4	3.0	4.7	8.0	9.0	9.0	9.7	9.3	8.9
	うち一般法人	299	4.2	5.4	5.0	8.1	15.0	14.9	15.4	15.6	15.5	15.3
	個人	508	3.3	3.3	3.1	2.9	4.3	5.3	6.0	6.1	6.4	6.4
	うち要求払預金	335	6.5	6.5	6.3	6.0	8.1	9.6	10.5	10.8	10.9	10.9
	定期性預金	166	△2.4	△2.3	△2.5	△2.5	△2.4	△2.2	△2.1	△2.0	△1.7	△1.6
信用金庫	預金合計	156	1.3	1.5	1.2	1.7	3.4	4.6	6.1	6.8	6.9	7.5
	うち一般法人	32	3.1	5.0	1.9	4.0	12.5	14.3	20.1	20.7	21.5	25.2
	個人	117	1.0	1.2	1.0	1.1	1.8	2.7	3.1	3.3	3.5	3.6
	うち要求払預金	51	6.3	6.4	6.2	6.2	8.1	10.0	11.4	11.6	12.0	12.0
	定期性預金	66	△2.3	△2.1	△2.3	△2.3	△2.2	△2.2	△2.3	△2.2	△2.1	△2.1

資料 日本銀行「預金・現金・貸出金」
(注) 銀行勘定のデータ。

ナウウイルス感染症の発生を踏まえ、20年2月7日に事業者の資金繰りへの対応を金融機関に要請して以降、様々な措置を講じてきた。

中小企業、小規模事業者に対しては、日本政策金融公庫（日本公庫）、商工中金による実質無利子、無担保の新型コロナウイルス感染症特別貸付が創設され、3月17日から取扱いが始まった。その後5月1日からは、都道府県等の制度融資を活用して、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を開始した。

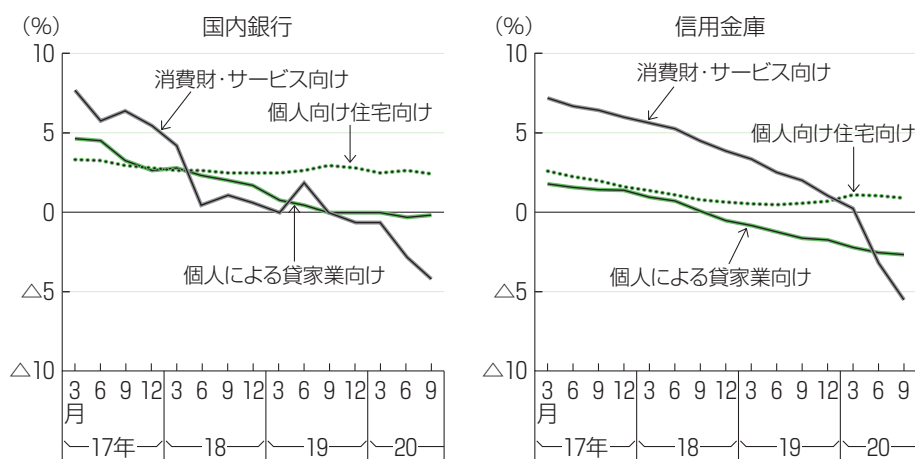
日銀が20年10月に刊行した「金融システムレポート」では、実質無利子融資は、「調達ボリュームと調達コストの両面で、中小事業者の資金繰りの安定確保につながっているとみられる」としている^(注9)。同レポートでは、感染症の拡大による企業財務への影響をシミュレーションにより定量的に測定し、金融機関の信用コストにどのような影響を与えるか等について詳しく分析してい

る。企業向けの融資の詳細については同レポートに委ね、本稿では対象を個人に絞って足元の状況をみていきたい。

再び第4図をみると、個人の借入需要は停滞している様子がうかがわれる。先の第2表の家計部門には個人事業主の借入が含まれ、その借入が増加していたが、第4図の個人には分別可能な事業用資金は含まれていないという違いがある。個人の内訳については第5図に示したが、住宅資金は、消費税増税の影響やコロナ禍で住宅販売の営業活動自粛もあったことを考慮すると増加率を維持している。

他方、個人による貸家業向けの貸出残高の増加率については、以前から右肩下がりとなっていたが、コロナ禍で新規実行額も大幅に減少した。消費財・サービス向けの貸出も大きく減少した。コロナ禍への対応として、収入が減少した家計向けにカードローンの金利を減免したり、特別な融資制度を設けたり、また、家計相談に応じたり

第5図 個人貸出金の前年比増加率



資料 日本銀行「貸出先別貸出金」
(注) 国内銀行、信用金庫とも銀行勘定のデータ。

する地域金融機関は多かった。それらの利用も相応にあったと推測されるが、全体としてみれば、消費の停滞の影響の方が大きく、カードローンを中心に消費財・サービス向けの残高は減少した。日本貸金業協会のデータをみても、消費者向けの無担保貸付（住宅向けを除く）の残高は20年5月から9月まで前年比減少が続いた。

しかし、だからといってコロナ禍の影響で収入が減った家計による借入が行われなかったとみることはできない。前述のとおり、生活福祉資金貸付制度を利用した世帯も多かった。労働金庫が新型コロナウイルスの影響を受けた勤労者のために提供する生活支援特別融資（無担保）の利用件数は8月末現在で、2,500件、融資額は約30億円^(注10)となった。また、20年10月2日付日本経済新聞によれば、大手コミュニケーションアプリのLINEの金融子会社がみずほ銀行、オリエントコーポレーションと設立したLINE Creditの4月の新規申込件数は3.9万件となり、大手消費者金融会社のアコム、アイフルの各3.3万件を上回ったことを伝えている^(注11)。LINEの国内利用者数は8,400万人（20年3月末時点）と国内では利用者が最も多いSNSサービスだという身近さと、申込み・審査・借入がLINE上で最短1日で完了するという簡便さから、緊急的な借入に利用が進んだ可能性も考えられる。

なおコロナ禍での対応として、金融庁は、顧客のニーズを十分に踏まえ住宅資金の条件変更等について迅速かつ柔軟に対応するよう金融機関に要請しており、中小企業向

け融資とともに貸付条件の変更等に応じた件数を公表している。それによれば、住宅資金の貸付条件の変更等の申込件数は、10月末までに銀行等に対して2万9,688件（応諾率97.7%）、9月末までに協同組織金融機関に対して1万5,476件（応諾率98.6%）となっている。

また、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に特則が設けられ、新型コロナウイルスの影響による収入減に陥った個人や個人事業主にも12月1日から適用されることとなった。これにより、返済が難しくなった場合でも、一定の要件を満たせば、自己破産などの法的手続きによらずに債務整理を行うことができるようになった。感染拡大の影響が長引けば、こうした対応を取るケースが増えることも想定される。

（注9）日本銀行（2020a）96頁

（注10）大沼（2020）

（注11）日本経済新聞2020年10月2日付「ノンバンク勢力図に異変、LINE系、アコム・アイフル抜く、個人融資、コロナで需要、法人向け、新興勢は続々撤退」

（3）地域金融機関再編のための環境整備

人口減少や低金利の継続といった環境下で、近年、地域金融機関の経営は厳しさを増していたが、20年9月期の決算はコロナ禍の影響で一層悪化した。地方銀行・第二地方銀行の中間純利益は、与信関係費用の増加を主な要因として、前年同期比537億円（△11.5%）の減少となった（第4表）。コロナ禍により打撃を受けた企業の経営状況の

第4表 地方銀行・第二地方銀行の2020年9月期決算の概要

(単位 億円)				
	18年9月期	19.9	20.9	前年同期比 増減額
業務粗利益	21,462	21,748	21,184	△564
資金利益	19,094	18,302	18,191	△111
役務取引等利益	2,657	2,569	2,458	△111
その他業務利益		855	512	△343
うち債券等関係損益	△370	779	277	△502
経費	△15,114	△14,995	△14,728	267
実質業務純益	6,348	6,752	6,456	△296
コア業務純益		5,973	6,178	205
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)		5,537	5,723	186
与信関係費用	△1,799	△1,308	△1,561	△253
株式等関係損益	1,417	846	910	64
中間純利益	4,228	4,667	4,130	△537

資料 金融庁「地域銀行の令和2年9月期決算の概要」

(注) 1 埼玉りそな銀行を含む。

2 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

悪化は、融資を行う地域金融機関の経営にも影響を及ぼしているが、そうした状況下で金融仲介機能の発揮に支障が生じないよう、地域金融機関に予防的に公的資金を注入しやすくする改正金融機能強化法が8月14日に施行された。

(注12)
金融庁は数年来、地域金融機関に対して、持続可能なビジネスモデルの確立を求める姿勢を強めており、そのための環境整備も進めている。

19年8月公表の「金融行政方針」では、地域金融機関が金融仲介機能を十分に発揮することによって、地域企業の生産性向上や地域経済の発展に貢献することを求め、そのための監督上の対応と環境整備のための施策をパッケージ策として提示した。そのうち地域金融機関の合併・経営統合については、競争政策との整合性が問題となっていたが、サービス維持への取組みを行う

ことを前提に、シェアが高くなっても経営統合等を認める特例法が10年間の時限措置として20年11月27日から施行された。

20年11月10日には、日銀が20～22年度の時限措置として「地域金融強化のための特別当座預金制度」を導入する方針を決定した。これは、当座預金取引先である地銀・第二地銀

と信金のうち希望する先に対して、一定の経営基盤の強化を実現すること、あるいは経営統合等により経営基盤の強化を図ることを条件に、日銀に預ける当座預金に年0.1%の上乗せ金利を付けるものである。^(注13)また、政府は再編を促すために、地銀・第二地銀や信金が合併や経営統合等に踏み切った場合には、預金保険機構の利益剰余金を財源として、システム統合などへの補助金を21年夏にも創設する予定である。

20年10月には、独占禁止法との関係で延期されていた十八銀行と親和銀行が合併し、十八親和銀行が発足した。21年1月には第四銀行と北越銀行、同5月には三重銀行と第三銀行の合併が予定されている。上記のような環境整備によって、さらに再編が加速するかが注目を集めている。

現状では地銀・第二地銀では経営統合等だけでなく、様々なかたちで提携を進める

ケースも多い。地銀同士での業務提携、SBIホールディングスとの資本提携（20年11月末時点で7行）、事業分野ごとによりそなホールディングスとの業務提携などが進んでいる。

（注12）地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合を指す。

（注13）信用組合、労働金庫、農・漁協等を対象先とするか否かは、系統中央機関など関係先との協議等も踏まえ改めて決定するとされ、12月上旬時点では協議が進んでいると報じられた。

（4） 地域金融機関の収支改善のための 取組み

地域金融機関に限ったことではないが、銀行業界全体として業務の効率化が急務となっている。そのようななか20年に入って、利用度の低い預金商品を廃止して商品数を絞り込む、また、預金規定等を電子化（ウェブサイトに掲載）し小冊子の配布をとりやめるなど、管理の手間を減らしコストを削減しようとする動きが目立つ。事務手続きにおけるペーパーレスや印鑑レスは、コロナ禍で金融機関サイドの業務効率化としてだけでなく、利用者への利便性向上としても必要性が高まった。

利用者により直接的な影響を及ぼす手数料の新設に踏み込むケースも増えている。新規に開設した口座が一定期間取引のない場合に課す口座管理手数料は、20年に入って導入のペースが上がってきている。当社の調べでは、20年8月末の時点で地銀・第二地銀・信金の2割弱がその種の手数料を導入したとみられる。導入状況には地域差があり、周囲との競争状況を勘案しつつ導

入を検討することが多いと考えられる。

さらに20年8月には、みずほ銀行が21年1月18日から新規口座開設時の紙の通帳発行に1冊あたり1,100円（税込み）の手数料を課すことを発表した。同時に、同日から最大10年間分の取引明細をオンラインで確認できる「みずほダイレクト通帳」というサービスを提供する。三井住友銀行も21年4月以降の新規口座開設において、紙の通帳発行に年額550円（税込み）の手数料を取るのに加え、2年以上入出金がなく、かつ預金残高1万円未満でインターネットサービス「SMBCダイレクト」の利用設定がない場合年額1,100円の手数料を課すことを公表した。これまでも通帳レス口座を導入するケースはあったが、手数料を取ることによって利用者のデジタルシフトをより強力に進めようとする動きが出てきた。

また、以前から各金融機関で店舗の統廃合や店舗機能の見直しが進められてきているが、最初から現金を扱わない新型店舗として設置するのではなく、これまでは現金を扱っていた既存の店舗窓口で現金の取扱いを終了する例も出てきた。あおぞら銀行は、20年12月21日から首都圏店舗の各窓口における現金の取扱いを終了するとともに、個人利用者に対し本人名義口座への窓口での振込手数料を無料化した。欧州では地域金融機関であっても、現金の取扱いをしない支店も多く、日本でもこうした動きが地域金融機関にも広がるかどうか注目される。

こうした各種の合理化策をとることによ

り、地銀や第二地銀でも、人員削減の見込み数を公表するケースが増えてきている。

他方、地域経済活性化のため、地域金融機関が単独あるいは共同で、地元の製品やサービスの販路開拓やマーケティングを行う地域商社を設立する動きも活発化している。17年の銀行法改正等により、銀行が5%を超える議決権を持つ「銀行業高度化等会社」の設立が可能になり、そうした動きが進んだ。取引先の経営課題の解決やブランディング、販路開拓支援を主な目的としているが、地域金融機関にとっては本業である銀行業の収益力が低下するなかで、持続可能なビジネスモデルを構築するために業務範囲を広げるといった狙いもある。地域金融機関の収益力向上に直結するかは今のところ不透明だが、コロナ禍では、取引先企業の商品の販路確保のために金融機関も各種の支援を行っており、地域商社のような取組みは重要性を増している。

おわりに

ここまでみてきたとおり、家計部門の金融資産、負債へのコロナ禍の影響は企業部門よりは小さく、金融資産は特別定額給付金の支給や消費の停滞によって預金を中心に増加し、借入は伸び悩んでいる。しかしより詳しく中身をみると、個人事業主や所得が減った世帯で緊急的な借入を行った様子もうかがわれる一方で、若い世代も含め、在宅時間を生かして新たに投資商品の利用を始めた人も一部にはいたようである。大

企業ほどテレワークの導入割合が高いという調査結果もあり、^(注14)コロナ禍において、時間的経済的なゆとりのある人とそうでない人との格差が一層進んだ可能性もあると考えられる。企業の業績悪化は時間を置いて家計にも影響を及ぼすとみられ、今後、コロナの収束に時間がかかればかかるほど家計の負債増加や世帯間格差の一層の拡大も懸念される。

コロナ禍での個人の行動に着目すると、緊急事態宣言下の外出自粛によって、高齢層も含めて、各種のサービスをインターネット経由で利用するなどデジタル化に弾みがついた様子もうかがわれた。政府も21年9月にデジタル庁を創設しようとしているところであることから、以下ではデジタル化に関して中長期的に注目されるポイントを指摘して、本稿を終わりたい。

1つは、デジタルサービスのセキュリティへの懸念が、利用促進を阻害する可能性があることである。20年9月には、第三者が銀行口座番号やキャッシュカードの暗証番号等を不正に入手し、ドコモ口座に銀行口座を新規に登録することで預金を引き出すという事件が発覚した。19年にもスマートフォンのバーコード決済サービス「セブンペイ」の不正利用があり、キャッシュレス決済の安全性への懸念が高まるといった問題があり、セブンペイはサービス停止に追い込まれた。

調査時点は少し古いが、18年7月に行われた全国銀行協会による「よりよい銀行づくりのためのアンケート（報告書）」では、

インターネットバンキングを利用しない理由として、「インターネットで取引することにセキュリティ面で不安を感じるから」を選択する割合が44.2%で最も多く、セキュリティ面への懸念はデジタル化進展の障害になる。

セキュリティ面への懸念といった阻害要因はあるものの、金融機関によるデジタルでのサービス提供は加速するとみられ、地域金融機関によるデジタルバンクの設立も間近というのが2点目である。地方銀行のなかでは、ふくおかフィナンシャルグループがデジタルバンク「みんなの銀行」の開業に向け、20年11月に銀行業免許の予備審査申請を行った。また、東京きらぼしフィナンシャルグループも20年10月に、スマートフォンアプリで高金利の預金、資金管理や決済を便利にするサービス、資産形成・運用サービスを提供するデジタルバンクを21年度中に開業予定とプレスリリースを出した。

きらぼし銀行は、フルバンキング店舗を20年3月の108から23年3月には50程度に減らしつつ、特化型店舗を27から50程度に増やす予定であり、対面でのコンサルティングサービスをデジタル面でサポートする、対面・非対面の高度なハイブリッド化を目指すとしている。

デジタルバンクについては、チャネル戦略における位置づけを明確にせず、単に設立するだけでは、既存のインターネット金融機関との競合に巻き込まれてしまう恐れがある。既にインターネット専門銀行やイ

ンターネット証券では金利や手数料での競争が激化しており、ネット証券では株式や投資信託の手数料無料化の動きも進んでいる。地域金融機関の場合は特に、デジタルでのサービスは対面でのサービスを補完・高度化するという役割がなければ、デジタル分野での競争に疲弊するだけになりかねない。

競合に関しては先に指摘したとおり、LINE傘下のCreditや証券も急速に利用者を増やしており、LINE Bankの設立準備も進んでいる。また、コンビニエンスストアは自身の銀行を持つほか、保険商品など店内で手続きできる金融商品の幅も増えており、コンビニの総合金融機関化も進行中である。21年中には、金融サービスの提供に関する法律（改正金融商品販売法）が施行されるとみられ、金融サービス仲介業が創設できるようになることから、そうした業者との競合も想定される。

3点目として、金融サービスのデジタル化が進展すると、スマートフォンなどの操作ができずインターネット上のサービスにアクセスできない人、また、同時に進行する店舗再編により店舗へのアクセスが困難になる人が出てくるといった課題が生じる可能性があることが挙げられる。高山（2019）では、利用者に対して店舗でデジタルチャネルの講習会を行う海外の銀行の事例を紹介しており、そうした取組みも参考になるだろう。また、イギリスでは、金融行為規制機構（FCA）が支店やATMの閉鎖や転換の際に金融機関が利用者の利便性確保のた

めに考慮すべきガイダンス^(注15)を20年9月に出している。イギリスの場合、デジタル化以前からの銀行口座の開設のしやすさや、店舗数等の状況が日本とは異なるとみられるが、デジタル化が金融排除につながらないような取組みは日本でも重要になると考えられる。

誰も取り残さないというSDGsのスローガンに引き寄せていえば、コロナ禍で家計の所得環境が悪化した可能性もあることも踏まえ、デジタル上のサービスは家計が生活困窮に陥ることを防ぐことに貢献できるかといった点についても注目していきたい。

(注14) 例えば、東京商工会議所「『テレワークの実施状況に関するアンケート』調査結果」(2020年11月) など

(注15) Financial Conduct Authority, 'Finalised guidance FG 20/3: Branch and ATM closures or conversions' September 2020

<参考文献>

- ・石原秀男(2020)「新型コロナウイルス感染症で変わるネットショッピング—家計消費状況調査の結果から—」『統計Today』No.162、9月

- ・井上有弘(2020)「コロナ禍における信用金庫の預貸金動向—制度融資と給付金で急増も7月以降は鈍化傾向—」『SCB金融調査情報』2020-25、9月
- ・大沼英行(2020)「新型コロナウイルス感染症拡大に対する労働金庫の取組み」『ニュースレター協同金融』No.151、10月
- ・金融財政事情研究会(2020)「生活支援と信用リスクの狭間で揺れる与信ビジネス」『月刊消費者信用』10月号
- ・金融庁(2019)「令和元事務年度 金融行政方針」
- ・金融庁(2020)「令和2事務年度 金融行政方針」
- ・国土交通省(2020)「全国の都市における生活・行動の変化—新型コロナ生活行動調査概要—」10月
- ・全国銀行協会(2019)「よりよい銀行づくりのためのアンケート(報告書)」2月
- ・高山航希(2019)「金融機関はデジタル化で身近さを失うか—欧州の銀行を事例として—」『農林金融』9月号
- ・内閣府(2020)「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」6月
- ・日本銀行(2020a)「金融システムレポート」10月
- ・日本銀行(2020b)「『生活意識に関するアンケート調査』(第83回<2020年9月調査>)の結果」10月
- ・宮田夏希(2020)「低金利下での個人向け貸出の在り方」『農林金融』1月号

(2020年12月16日時点の情報をもとに執筆)

(しげとう ゆかり)

